5　法人の行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）により取得した当該完全子法人の株式又は出資の取得価額の計算方法を定めることとした。（第一一三条の二関係）

6　年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例について、月割計算を行う資産の対象に営業権を含めることとした。（第一三二条関係）

7　内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得について、その内国法人の株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合の譲渡年における課税要件の整備を行うこととした。（第二八一条関係）

8　交付金銭等の受領者の告知制度について、適用対象となる金銭その他の資産の範囲に、法人の株主等がその法人の行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式又は出資のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。）により交付を受ける金銭その他の資産を加えることとした。（第三四五条関係）

9　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。

㈠　独立して事業を行うための適格分割及び適格株式分配の要件を定める。（法人税法施行令第四条の三関係）

㈡　適格組織再編成における株式の保有関係及び共同で事業を行うための適格組織再編成の要件等について、次の見直し等を行う。（法人税法施行令第四条の三関係）

(1)　単独新設分社型分割及び単独新設現物出資における株式の保有関係について、その単独新設分社型分割等の後に分割承継法人等を完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合における適格株式分配後の完全支配関係の継続を不要とする。

(2)　分割型分割における株式の保有関係について、分割承継法人と他の者との間に他の者による支配関係がある場合における他の者による支配関係の継続を不要とする。

(3)　株式交換等（株式交換を除く。）における株式の保有関係を定める。

(4)　株式交換及び株式移転後における株式の保有関係について、適格合併等を行うことが見込まれている場合のその適格合併等の直前の時までの関係の継続要件等の整備を行う。

(5)　共同で事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、組織再編成の対価として支配株主に交付される株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていることとする。

(6)　当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。

㈢　株式分配を行った場合に減少する資本金等の額及び利益積立金額を定める。（法人税法施行令第八条及び第九条関係）

㈣　適格株式分配に該当しない株式分配により完全子法人株式その他の資産の交付を受けた場合における配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額等の計算の細目を定める。（法人税法施行令第二三条関係）

㈤　株式分配が行われた場合の完全子法人の株式の取得価額並びに現物分配法人の株式の一単位当たり帳簿価額の算定の方法及び譲渡原価の額の計算等について定める。（法人税法施行令第一一九条、第一一九条の三、第一一九条の四及び第一一九条の八の二関係）

2　公益法人等の収益事業の範囲について、収益事業から除外されている私立大学が他の者の委託を受けて行う研究に係る請負業の範囲を見直すこととした。（法人税法施行令第五条関係）

3　特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合に解散及び設立があったものとみなして法人税法の規定を適用する措置について、その対象となる法人の範囲に生産森林組合を加えることとした。（法人税法施行令第一四条の一一、第一二一条の五、第一二五条、第一三三条の二及び第一三九条の四関係）

4　配当等の額とみなす金額について、配当等の額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける定款等の変更に反対する株主等の買取請求に基づく買取り（全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価としてその株主等に交付するその買取りをする法人の株式が一に満たない端数となる場合に行われるものに限る。）を除外することとした。（法人税法施行令第二三条関係）

5　事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例について、月割計算を行う資産の対象に営業権を含めることとした。（法人税法施行令第五九条関係）

6　役員給与の損金不算入制度について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法施行令第六九条、第七〇条、第七一条の二、第七一条の三及び第一五五条関係）

㈠　定期同額給与の範囲に、定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるものを含める。

㈡　確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について、定期同額給与の改定期限、事前確定届出給与の届出期限及び業績連動給与における報酬委員会の決定等の手続期限の見直しを行う。

㈢　事前確定届出給与の届出が不要となる特定新株予約権による給与等の範囲を定める。

㈣　業績連動給与について、次の見直しを行う。

(1)　支給額の算定の基礎となる株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標の細目を定める。

(2)　同族会社の業績連動給与の決定手続の細目を定める。

(3)　利益の状況を示す指標の範囲並びに交付時期に係る要件及び損金経理をすることとの要件について、所要の整備を行う。

㈤　事前確定届出給与又は業績連動給与の対象となる株式又は新株予約権による給与におけるその株式又は新株予約権の発行法人となる関係法人の範囲を定める。

㈥　所定の時期に、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額は、交付決議時価額とする。

7　譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、交付を受けた個人が非居住者である場合の給与等課税額又は給与等課税事由の基因となる所得について定めることとした。（法人税法施行令第一一一条の二及び第一一一条の三関係）

8　支配関係がある法人の間で適格合併等又は適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産に係る特定資産譲渡等損失相当欠損金額を制限の対象とするとともに、その適格合併等又は適格組織再編成等の日以前二年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等に特定資産譲渡等損失相当欠損金額の基因となる資産から除外されるその帳簿価額が一、〇〇〇万円未満の資産等の判定時点を同日とすることとした。（法人税法施行令第一一二条関係）

9　特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用及び資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、制度の適用を判定する期限を繰り上げる事由から解散後に他の者による完全支配関係がある法人の残余財産の確定の見込みがあるものを除外するとともに、評価損資産の判定時点を特定支配事業年度開始の日とすることとした。（法人税法施行令第一一三条の二、第一一八条の三及び第一五五条の二二関係）

10　連結納税の開始又は連結納税への加入に伴う資産の時価評価制度及び非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価制度について、帳簿価額が一、〇〇〇万円未満の資産を除外することとした。（法人税法施行令第一二二条の一二及び第一二三条の一一関係）